

武蔵野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

武蔵野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年12月武蔵野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前

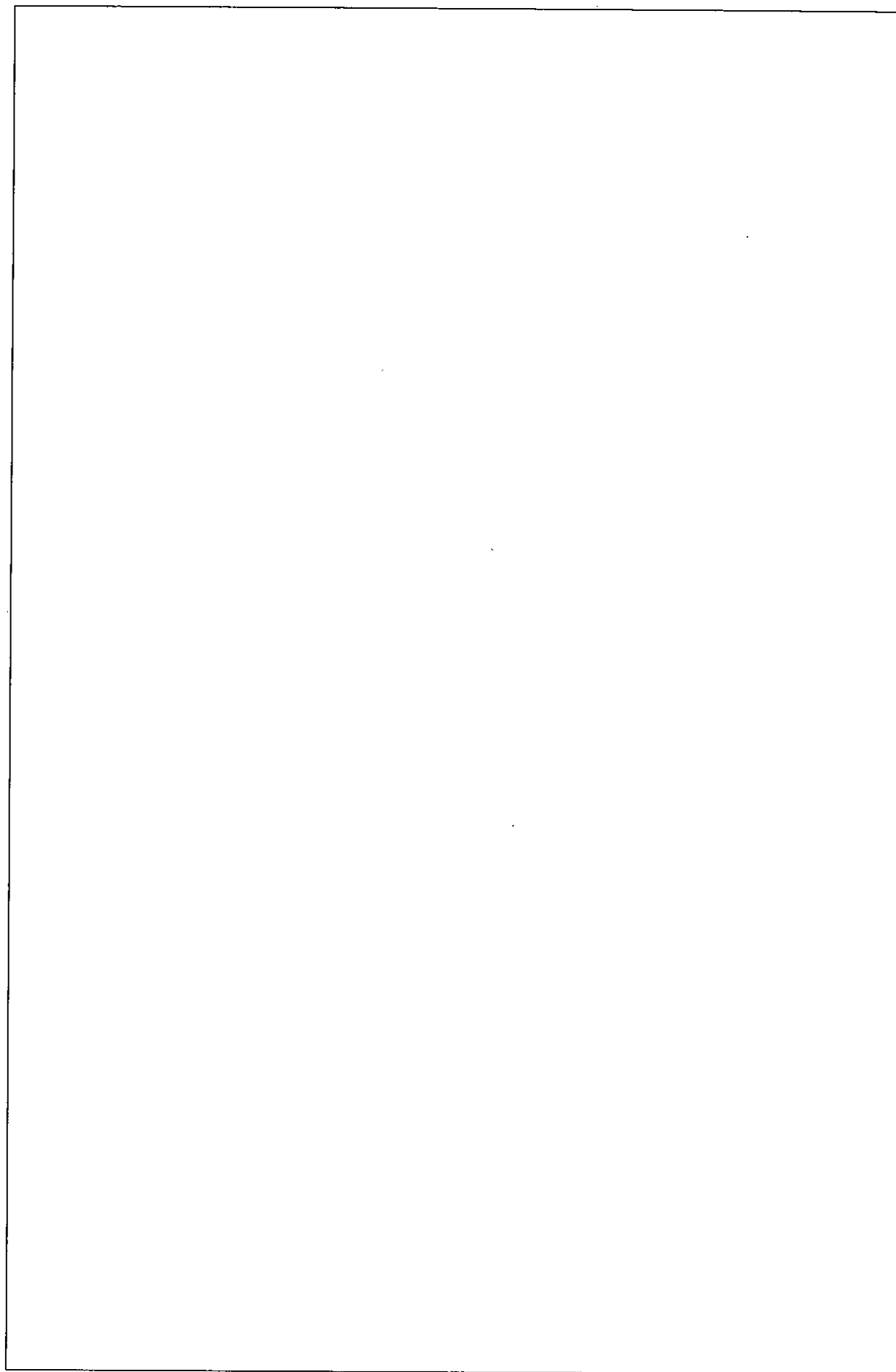
別表第1（第3条関係）

名称	地区整備計画区域
	吉祥寺東町地区地区整備計画区域から西調布境橋線沿線地区 地区整備計画区域まで（略）

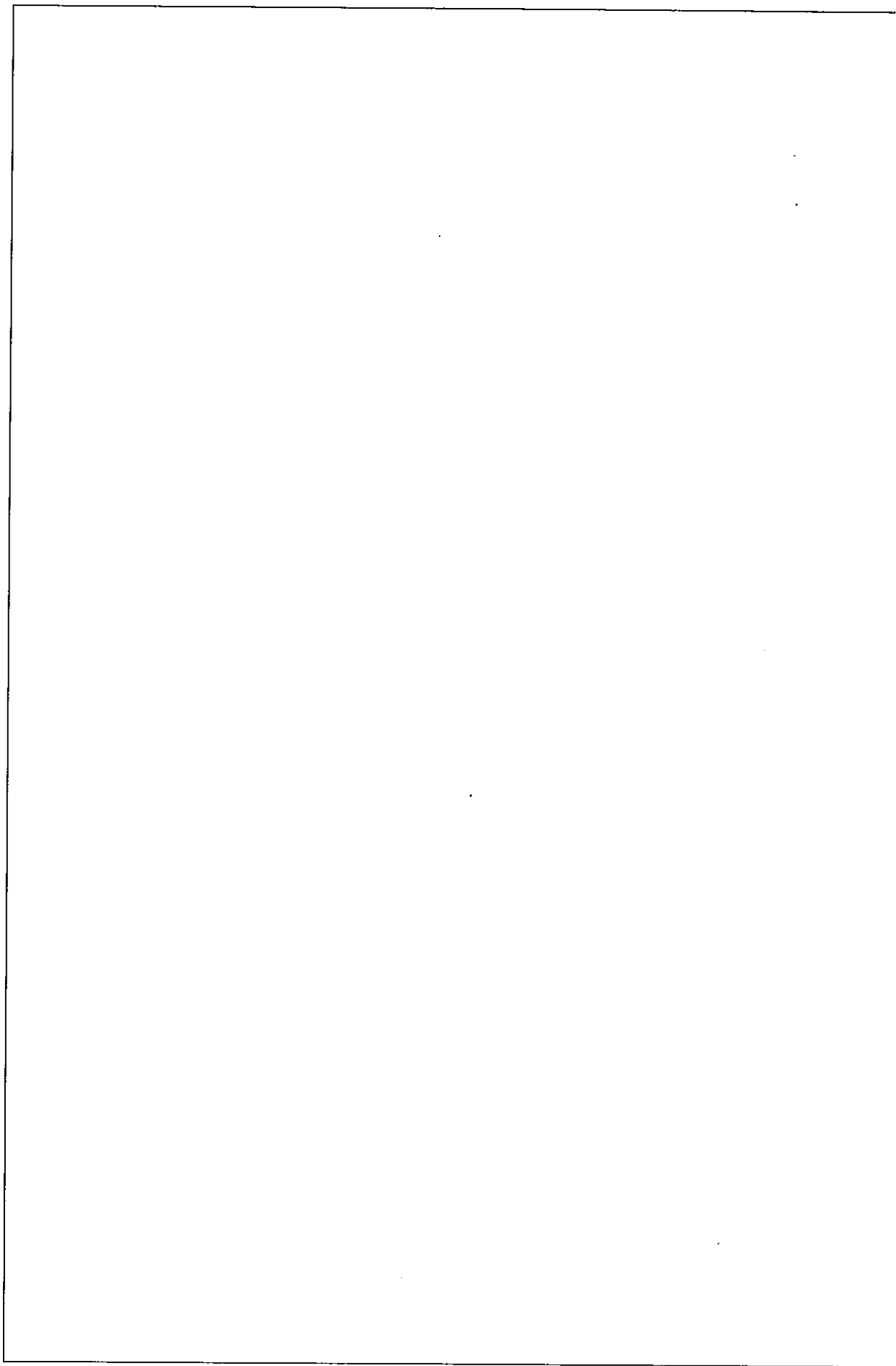
別表第2（第4条―第8条関係）

1から3まで（略）。

改正後		説明	
別表第1（第3条関係）		項の追加	
名称	地区整備計画区域		
吉祥寺東町地区地区整備計画区域から西調布境橋線沿線地区地区整備計画区域まで（略）		項の追加	
境浄水場地区地区整備計画区域	武蔵野都市計画地区計画境浄水場地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められている区域		
別表第2（第4条一第8条関係）		部の追加	
1 から 3 まで（略）			
4 境浄水場地区地区整備計画区域		部の追加	
計画地区の区分	浄水施設地区		沿道商業地区
1	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供するもの及びこれに附属するもの (2) (1)に掲げるもののほか、市長がやむを得ない	武蔵野都市計画道路3・4・22号（武蔵境保谷線）の計画線から20メートルを超える部分（以下この項において「20メートル超部分」という。）においては、法別表第2(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、建築物の敷地が20メートル超部分の内外



		<u>と認めるもの</u>	<u>にわたる場合において、その過半が20メートル超部分以外の部分に属するとき</u> <u>は、20メートル超部分においても、この項の規定は、適用しない。</u>
2	<u>建築物の容積率の最高限度</u>	＝	＝
3	<u>建築物の建ぺい率の最高限度</u>	＝	＝
4	<u>壁面の位置の制限</u>	(1) <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下この項において「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、計画図に定めるとおりとする。</u> (2) (1)の規定にかかわらず、(1)に定める <u>距離の最低限度（以下この項において「最低限度」という。）に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれか（最低限度が25メートル未満の場合</u>	＝



合にあつては、アに限る。)に該当する場合は、(1)の規定は適用しない。

ア 軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が60平方メートル以内であるもの

イ 道路境界線から25メートル未満の距離に建築物又は建築物の部分がなく、かつ、道路境界線から25メートル以上最低限度未満の距離にある外壁等(道路境界線に面する部分に限る。)の中心線の長さの合計が、外壁等全体(道路境界線に面する部分に限る。)の中心線の長さの合計の5分の1以下であるもの

5	建築物の高さの最高限度	18メートル
---	-------------	--------

二

付 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

(提案理由)

武蔵野都市計画地区計画境浄水場地区地区計画の区域内において、建築物に関する制限を定めるため、所要の改正をするものである。